平成26年清瀬市議会第4回定例会

市長提出議案

議案番号等	議案名等	概	要	議決日 結 果
議 案 第59号	専決処分の報告について(平成 26年度清瀬市一般会計補正予 算(第2号))	去る11月18日、安倍内閣総理大臣は、明日、21日の 衆議院本会議において衆議院を解散することを表明し ました。これにより、来る12月14日の総選挙の執行が 確定的になりました。		12月18日承認
		この総選挙の投開票準備を早急に進める必要がある ことから、選挙に係る経費を賄うための補正予算「平 成26年度清瀬市一般会計補正予算(第2号)」を急遽 編成し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条		
		第1項に基づき、本日、20日に専 同法同条第3項の規定により議会 す。		
		補正予算の主な内訳 1 歳 入 (都支出金 衆議院議員選挙費	31,500千円	
		(10) 2 歳 出 (1)職員人件費等 (選挙管理委員会事務局職	/10): 31,500千円) 31,500千円 3,000千円	
		間外勤務手当) (2)衆議院議員選挙費	28,500千円	
		34,000,100,000,000	2,100千円 900千円 6,780千円	
		・市報選挙特集号印刷製本費等需用費 1,745千円 ・投票所入場整理券発送等役務費		
		・公営ポスター掲示場設置	9,610千円	
		・車両等使用料及び賃借料・投票用紙自動交付機等備		
議 案 第60号	平成26年度清瀬市一般会計補正予算(第3号)	補正前の歳入歳出総額 補正後の歳入歳出総額 歳入総額 主なもの	28, 855, 416千円 29, 053, 995千円 198, 579千円	12月18日 可 決

		国庫支出金	55,807千円	
		都支出金	102,011千円	
		繰入金	39,511千円	
		歳出総額	198,579千円	
		主なもの		
		民生費	191, 157千円	
		衛生費	11,602千円	
		消防費	▲22,024千円	
議案	平成26年度清瀬市下水道事業	補正前の歳入歳出総額	1,845,000千円	12月18日
第61号	 特別会計補正予算(第1号)	補正後の歳入歳出総額	1,885,472千円	可 決
		歳入総額	40,472千円	
		主なもの		
		繰越金	40,472千円	
		歳出総額	40,472千円	
		主なもの		
		諸支出金	37,900千円	
議案	平成26年度清瀬市介護保険特	補正前の歳入歳出総額	5, 918, 444千円	12月18日
第62号	別会計補正予算(第2号)	 補正後の歳入歳出総額	5, 926, 444千円	可 決
>N V		 歳入総額	8,000千円	
		主なもの		
		繰入金	6,500千円	
		 歳出総額	8,000千円	
		主なもの		
		総務費	8,000千円	
議案	清瀬市都市計画税条例の一部を	現在、都市計画税の税率は	、特例措置により条例本	12月18日
第63号	改正する条例	 則で規定する「100分の0.3」を		可 決
3,700.7	<u> </u>	て賦課しています。		
		 この軽減措置を平成27年		
		課税分も継続して適用できるようにするため、一部改		
		正するものです。		
議案	清瀬市小口事業資金融資条例の	市内事業者の経営を支援す	るため、小口事業資金に	12月18日
第64号	一部を改正する条例	よる利子補給をしていますが、経済状況を注視する中		可 決
7,7 - 2 3	3 3 3 3 3 10 1	で「融資限度額の引上げ」及び「融資期間の延長」の		
		特例措置を平成30年3月末		
		部改正するものです。		
		特例措置の概要は、運転	資金「700万円以内」を	
		「1,000万円以内」に、融資	_	
		年以内」とします。また、記		
		 以内」を「1,500万円以内」	に、融資期間「6年以	
		 内」を「10年以内」とし適用	できるようにします。	
				•

		このほか、併せて文言整理のための一部改正をするものです。	
議 案 第65号	清瀬市難病疾患者援護金支給条例の一部を改正する条例	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年 法律第50号)が平成27年1月1日に施行されます。 この法律の施行に伴い、清瀬市難病疾患者援護金支 給条例(昭和51年清瀬市条例第37号)に規定する援護 金支給対象疾病は、81疾病から来年1月には110疾病 に、さらに来年8月には約300疾病に増加される予定 です。 今後において、援護金の公平かつ安定的な支給が継 続的に行えるようにするため、各種手当との併給制限 等を盛り込み、受給要件を改める一部改正をするもの です。	12月18日可決
議 案 第66号	清瀬市立公園条例の一部を改正する条例	周辺環境の維持及び子どもたちの遊び場等を確保するため、市が賃貸借してきた松山自然遊園用地を買収し、新たに児童遊園を設置して管理運営できるようにするため、条例の一部改正をするものです。 主な内容 1 位置 東京都清瀬市松山二丁目971番64 2 名称 清瀬市立松山自然児童遊園	12月18日 可 決
議 案 第67号	清瀬市道の路線の廃止について	無償譲渡受け入れにより、起終点の変更が生じるため、市道の廃止をするものです。 清瀬市道1187号線 (下清戸二丁目、清瀬第八小学校東側) 清瀬市道4138号線 (竹丘三丁目、市立竹丘藤の木児童遊園東側)	12月18日承認
議 案 第68号	清瀬市道の路線の認定について	開発行為に伴う無償譲渡受け入れのため、市道の認定をするものです。 清瀬市道1187号線 (下清戸二丁目、清瀬第八小学校東側) 清瀬市道4138号線 (竹丘三丁目、市立竹丘藤の木児童遊園東側) 清瀬市道4155号線 (竹丘三丁目、市立竹丘藤の木児童遊園東側) 清瀬市道3400号線 (野塩一丁目、秋津駅北側) 清瀬市道2212号線	12月18日承認

		(上清戸一丁目、市立やまぼうし児童遊園東側)	
議 案 第69号	清瀬市立科山荘の指定管理者の 指定について	清瀬市立科山荘の設置の目的をより効果的に達成するため、法人を指定管理者に指定して施設の管理を委ねます。 このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。	12月18日可決
		主な内容 1 指定管理者の候補者の名称及び所在地 (1)名称 株式会社フードサービスシンワ (2)位置 長野県南佐久郡小海町大字千代里239 2番地1	
		2 指定期間 平成27年4月1日から32年3月31日まで	
議 案 第70号	クレア市営駐車場の指定管理者 の指定について	クレア市営駐車場の設置の目的をより効果的に達成するため、法人を指定管理者に指定して施設の管理を委ねます。 このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。	12月18日可決
		主な内容 1 指定管理者の候補者の名称及び所在地 (1)名称 清瀬都市開発株式会社 (2)位置 東京都清瀬市元町一丁目2番11号	
		2 指定期間 平成27年4月1日から32年3月31日まで	
議 案 第71号	清瀬駅北口地下駐輪場の指定管 理者の指定について	清瀬駅北口地下駐輪場の設置の目的をより効果的に 達成するため、法人を指定管理者に指定して施設の管 理を委ねます。 このため、地方自治法第244条の2第6項の規定に より、指定管理者の指定について議会の議決を得るも のです。	12月18日可決
		主な内容 1 指定管理者の候補者の名称及び所在地 (1)名称 清瀬都市開発株式会社 (2)位置 東京都清瀬市元町一丁目2番11号	

	1	1				
		2 指定期間 平成27年4月1日から32年3月31日まで				
議 案 第72号	平成26年度清瀬市一般会計補 正予算(第4号)	今定例会に提案する「清瀬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の改正規定に沿って職員給与へ所要の調整をすると共に、人事異動に伴う職員人件費の予算科目を移行させるなどのため、一般会計補正予算を調製するものです。			12月18日 可 決	
		1 有 2 有	は内容 甫正前の一般会計予算 甫正予算額(歳入歳出 甫正後の一般会計予算	同額)	053, 995千円 51, 397千円 105, 392千円	
議 案 第73号	清瀬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	るは条 円 ぞ部 項 改 改 いた条例関東、例市引まれ改 勤 項 定 定 併て支例」す京この職きたを正 勉 目 前 後 せも給の及る	ら4級の者 100分の67.5月 100分の80.0月 て、理事者及び教育長 市職員の期末手当及 率で支給できるように が則において「清瀬市 び「清瀬市教育委員会 条例」を一部改正しま 一部改正の各規定は、	表のす。 算し月次 行料級の分 5月 100.0月 にびす長衛を表の 100.0月 にびず長衛を表の 100.0月 で 100.0	とに伴い、 を 均月 額で 502 の うに で 表の の うに で 表の の から の で 表の の の が の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	12月18日 可 決

議案	人権擁護委員の推薦について	人権擁護委員の任期満了に伴い、新たに人権擁護委	12月18日
第74号		員法第6条第3項に基づき同委員候補者を法務大臣に	同 意
		推薦するため、同条同項の規定により議会の意見を聴	
		くものです。	
		推薦候補者	
		1 住 所 東京都清瀬市中清戸五丁目83番地の222	
		2 氏名 山川 靜子氏	